的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設にあっては、適用日）から起算して三年間」を「（当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「三年間」の下に「（事業の開始の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十七年三月三十一日までの間）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　指定障害福祉サービス（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)㈡、(2)㈡、(3)㈡、(4)㈡及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

ハ　やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等については、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該事業所において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、イ(1)㈡、(2)㈡、(3)㈡、(4)㈡及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

第一号に次のように加える。

ト　障害福祉サービス基準第八十九条第二項又は第三項に規定する多機能型生活介護事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、実務経験者であるときは、イ(1)㈡の要件を満たしているものとみなす。

第二号及び第三号中「及び(3)から(5)」を「から(4)」に改める。

別表第一中「、児童の分野」を削る。

別表第二中「障害者自立支援法」の下に「及び児童福祉法」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「障害者の」を削る。

○厚生労働省告示第二百十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号ロ中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改める。

第二号イ中「又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援（通所によるものを除く。）」を削り、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

○厚生労働省告示第二百十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、児童福祉法第二十四条の二十第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第二十四条の二十一において準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百五十九号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

各号列記以外の部分中「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に改める。

第一号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に、「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号イ中「ロからホまで」を「ロ及びハ」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十一条の二第二項に規定する食事療養標準負担額」を削り、同号中ロ及びハを削り、同号ニ中「ホに掲げる者」を「ハに掲げる者」に、「第二十七条の十一第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改め、「（同令第五十条の三第一項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。）」を削り、同ニを同号ロとし、同号ホ中「ホ」を「ハ」に改め、同ホを同号ハとする。

第二号中「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同号イ中「又は老人保健法第三十一条の二の二第二項に規定する生活療養標準負担額」を削る。

○厚生労働省告示第二百十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十三号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百十六号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）の施行に伴い、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百六十五号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子